

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそれより構成的機能の障害 | | 肢 体 | | | | 自 由 | | | | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害 | | | | 小腸機能障害 | | | | ヒト免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害 | | | | 肝臓機能障害 | | | |
|----|--|-------------|--------|--|---|--|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------|---|--------------------------------|--------|--|--|--|------------------------|--|--|--|--------|--|--|--|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | 上肢 | 下肢 | 体 幹 | 上肢機能 | 移動機能 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害 | 肝臓機能障害 | | | | | | | | | | | | |
| 1級 | 両眼の視力(万国式視力率)によって測つたものをいひ、屈折異常のある音について、きよう正視力について測つたものをいひ、以下同じ。)の和が0.01以下のもの | | | 1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの | 1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することが困難なものであるもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | | | | | | | | | | | | |
| 2級 | 1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について、屈折異常による損失率が95パーセント以上のもの | | | 1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべてを欠くもの 3 一上肢を上肢の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの | 1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なものであるもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの | 心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | | | | | | | | | | | | |
| 3級 | 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について、屈折異常による損失率が90パーセント以上のもの | | | 1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべてを欠くもの 5 一上肢の機能を全廃したもの | 1 両下肢を3/4以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの | 1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの | 心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの | | | | | | | | | | | | |

出典：『身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)』厚生労働省資料 小西洋之事務所加工

2014年4月1日 参議院厚生労働委員会 民主党・新緑風会 小西洋之